

学校教育充実支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する学校教育充実支援事業について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において、学校教育充実支援事業とは、進路指導・生徒指導等の課題を考慮し、教育委員会が特に必要であると認める場合において、課題に応じたきめ細かな教育活動の推進を図るため小・中学校・義務教育学校（前期・後期課程）において市費常勤講師または豊中市立学校非常勤講師（以下「非常勤講師」という。）の配置をする事業をいう。

(事業実施の手続き等)

第3条 市費常勤講師の配置を申請する小・中学校及び義務教育学校の校長は事業を実施しようとする年度の初日の2カ月前までに「学校教育充実支援事業実施計画書」（別紙様式1）に「学校教育充実支援事業実施願」（別紙様式2）を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 教育委員会は、同項の計画書及び実施願の提出を受けたときは、当該事業の実施の可否を決定するものとする。
- (2) 教育委員会は、前号の規定による事業の実施の可否の決定に当たっては、あらかじめ学校教育充実支援事業実施審査会に意見を聴かなければならない。
- (3) 前号の審査会の組織等については、教育長が別に定める。
- (4) 教育委員会は、第2号の規定による決定をした学校の校長に対し、「学校教育充実支援事業実施対象校決定通知書」（別紙様式3）により通知するものとする。
- (5) 教育委員会は、第2号の規定による決定をしたときは、これらの事業の実施に伴い必要となる講師の配置に係る手続きを速やかに行わなければならない。
- (6) 前号の講師は、会計年度任用職員の給与に関する規則（平成24年豊中市規則第148号）別表第1に規定する学校教育充実支援講師または一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年豊中市条例第8号）第10条の4第1項に規定する任期付常勤講師をもって充てる。
- (7) 教育委員会は、同一年度に同一校の2以上の学年において、学校教育充実支援事業を実施することはできない。

第3条の2 非常勤講師の配置を申請する小・中学校及び義務教育学校の校長は、原則として当該事業を実施しようとする日の14日前までに「学校教育充実支援事業実施計画書」（別紙様式6）に「学校教育充実支援事業実施願」（別紙様式5）を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による配置願等の提出を受けたときは、教育委員会によるヒアリング及び審査を経て学校教育充実支援事業の実施及び非常勤講師の配置の要否を決定しなければならない。この場合において、非常勤講師の配置を決定したときの「学校教育充実支援事業実施承認通知書」（別紙様式9）による校長への通知事務及び当該非常勤講師の採用内申事務は、教職員課が行う。

教育課題別対応区分	審査・採用・内申等担当課
【進路指導体制の充実】	教職員課
【生徒指導体制の充実】	教職員課

3 前項の表の左欄に掲げる教育課題別対応区分の内容は、次のとおりとする。

【進路指導体制の充実】

生徒の進路保障は中学校教育の根幹となる。多様化・複雑化する進路指導対応のために次に掲げる事項を実施する場合。

- ① 進路指導体制の充実
- ② 学力向上の推進
- ③ 進路結果の分析及び指導改善
- ④ 高等学校進路担当者及び地区内進路担当者との情報共有
- ⑤ キャリア学習の推進

【生徒指導体制の充実】

次に掲げる事項の実施により生徒指導上の諸問題の未然防止と早期解決を推進する場合

- ① 生徒指導体制の充実
- ② 生徒一人ひとりを把握した、きめ細やかな生徒指導
- ③ 生徒指導を中心とした教育力向上のための、生徒指導主事及びスクールカウンセラー等との連携による、研修及び研究会等の企画・調整
- ④ 諸々の生徒指導上の問題解決に向けた、日常的な家庭・地域・関係機関等との連携
- ⑤ 当該中学校区内の小学校への派遣

4 教育委員会は、前項の規定により学校教育充実支援事業の実施及び非常勤講師の配置を決定したときは、各教育課題にそれぞれ対応した必要と認める時限数について非常勤講師を配置するものとする。

(市費常勤講師の業務)

第4条 第3条の規定により配置された市費常勤講師は勤務校の他、教育委員会が指定する学校において次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 教科指導及び教科指導に伴う教材準備、採点・評価等
- (2) 担当学年に係る打ち合わせ等
- (3) その他、校長が必要と認める校務

(非常勤講師の授業時間)

第5条 第3条の2の規定により配置された非常勤講師は次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 本務者の授業時間の補填
- (2) 別室登校の生徒に係る教科指導等及びT.T.による授業

2 非常勤講師1人についての週当たりの授業時間は原則として16時間を限度とする。ただし、特に教育委員会が認めた場合において、20時間を超えない範囲内において勤務することができる。

(事業に要する経費)

第6条 学校教育充実支援事業の実施に要する経費の額は、教育委員会が予算の範囲内で定める。

(細目)

第7条 前各条に定めるもののほか、学校教育充実支援事業の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成 27 年 1 月 1 日から実施する。

附 則
この要綱は、平成 28 年 2 月 1 日から実施する。

附 則
この要綱は、平成 30 年（2018 年）2 月 7 日から実施する。

附 則
この要綱は、令和 2 年（2020 年）1 月 1 日から実施する。

附 則
この要綱は、令和 2 年（2020 年）11 月 24 日から実施する。

附 則
この要綱は、令和 3 年（2021 年）12 月 28 日から実施する。

附 則
この要綱は、令和 4 年（2022 年）2 月 22 日から実施する。

附 則
この要綱は、令和 5 年（2023 年）1 月 5 日から実施する。

附 則
この要綱は、令和 6 年（2024 年）1 月 5 日から実施する。